

## ○野田市建設工事等暴力団対策措置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事又は製造の請負、物品の購入及び測量、調査、設計等その他の業務委託（以下「建設工事等」という。）の適正な履行の確保に資するため、建設工事等から暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）の介入を排除する措置について、法令等に特別な定めがあるもののほか、必要な措置を定めることを目的とする。

### (指名停止)

第2条 市長は、野田市入札参加資格業者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）が別表第1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、野田市入札参加資格審査委員会の議を経て、同表に定める期間、当該有資格者に対し野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等共同組合について、当該有資格者と同一期間指名停止を行うものとする。

3 市長が指名停止を行ったときは、建設工事等の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

4 市長は、指名停止の期間中の有資格者が、別表第1に定められた期間を経過し、かつ、改善されたと認められたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

### (指名停止の通知)

第3条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により指名停止を行ったときは、別記様式1により当該有資格者に通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該有資格者に対する通知を省略することができる。

2 市長は、前条第4項の規定により指名停止の解除を行ったときは、別記様式2により当該有資格者に通知するものとする。

### (随意契約の相手方の制限)

第4条 市長は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

### (下請負の禁止)

第5条 市長は、指名停止の期間中の有資格者が、市が発注する建設工事等に係る契約の全部若しくは一部を下請（二次下請等も含む。）し、又は受託することを承認してはならない。

### (建設工事等における妨害又は不当要求を受けたときの措置)

第6条 市長は、市が発注する建設工事等の受注業者又は下請業者が、暴力団による建設

工事等に係る妨害又は不当要求を受けたときは、報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導しなければならない。また、当該業者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 市長は、市が発注する建設工事等の受注業者の下請業者が、暴力団による建設工事等に係る妨害又は不当要求を受けたときは、当該下請業者に対し受注業者へ速やかに報告を行うよう、受注業者に指導を求めものとする。

(契約の解除)

第7条 市長は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が本項各号に該当するときは、契約を解除し、野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱に基づく措置を行うことができる。

- (1) 受注者が、別表第1第1号から第5号のいずれかに該当したとき。
- (2) 受注者が、下請契約又は、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が別表第1第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 受注者が、別表第1第1号から第5号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(関係機関への協力要請)

第8条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁及びその他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則 この要綱は、平成12年5月11日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年5月23日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年2月3日から施行する。

## 別表第1

措置要件	期間
1 有資格者又は有資格者の役員等（代表者、非常勤を含む役員、支配人、支店長又はこれらに相当する職の者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団関係者が有資格者の経営に実質的に関与しているとき	当該認定をした日から12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 有資格者又は有資格者の役員等が、自社、自己もしくは第三者に不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
4 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
5 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで

別記様式 1

野総管第〇〇〇号  
年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

野田市長

指名停止通知

このたび、貴〇〇〇が下記 1 の排除理由に該当していると認められるため、指名停止を行うこととしたので通知する。

下記 2 の期間で、改善が認められた場合には、指名停止を解除することとなるので、早急に対処されたい。

記

- 1 指名停止の事由 野田市建設工事等暴力団対策措置要綱第 2 条第 1 項号  
「(条文を記載する)」
- 2 指名停止の期間 平成〇年〇月〇日から〇月間を経過し、改善が認められたと認められたときまで
- 3 指名停止の効果 2 の期間、野田市の発注する指名競争入札、一般競争入札に参加できないほか、市と随意契約を結ぶこと及び市と契約した業者と下請負契約を結ぶことはできない。

別記様式 2

野総管第〇〇〇号  
年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

野田市長

指名停止の解除通知書

さきに、平成〇年〇月〇日付け野総管第〇〇〇号をもって貴〇〇〇〇〇に対して指名停止を行った旨を通知したところであるが、当該指名解除の事由となった行為に改善が認められたため、このたび、当該指名停止を解除したので通知する。